限定承認公告

本籍川崎市麻生区高石三丁目六番、最後の住所川崎市麻生区高石三丁目六番一―一二一八号

被相続人　亡　髙橋　齊

右被相続人は平成二十四年五月二十四日死亡し、その相続人は平成二十五年三月七日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十六日

川崎市麻生区高石三丁目六番一―一二一八号

限定承認者　髙橋　光子

限定承認公告

本籍千葉県香取市佐原イ一五二七番地一、最後の住所新潟県三条市如法寺一番地七〇

被相続人　亡　平野　千尋

右被相続人は平成二十四年六月十三日死亡し、その相続人は平成二十五年三月十五日新潟家庭裁判所三条支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月二十六日

新潟県三条市如法寺一番地七〇

限定承認者　平野　慧

第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業の廃止の公告

当社は、平成二十五年四月三十日をもって第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年三月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

株式会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメント

代表取締役　牧野　達明

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条第一項に基づき、優先資本金の額を三千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十四年五月十日付け官報の号外第一〇三号五十九頁に掲載されています。

平成二十五年三月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　エッセンアセット特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十一億九千三百九十万円減少し、金〇円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年四月三十日であり、社員総会の決議は平成二十五年三月二十五日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年一月二十五日

掲載頁　四十四頁（号外第十五号）

平成二十五年三月二十六日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

AZH特定目的会社

取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六千万円減少し、また優先出資六千万口を一口につき金一円をもって消却することに致しました。消却に要する金額は金六千万円とし、効力発生日は平成二十五年四月三十日を予定しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年四月二十三日

掲載頁　五十一頁（号外第九十三号）

平成二十五年三月二十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩツー

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億四千万円減少し、また優先出資二億四千万口を一口につき金一円をもって消却することに致しました。消却に要する金額は金二億四千万円とし、効力発生日は平成二十五年四月三十日を予定しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年四月二十三日

掲載頁　五十頁（号外第九十三号）

平成二十五年三月二十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩフォー

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七億円減少し、また優先出資七億口を一口につき金一円をもって消却することに致しました。消却に要する金額は金七億円とし、効力発生日は平成二十五年四月三十日を予定しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年四月二十三日

掲載頁　五十一頁（号外第九十三号）

平成二十五年三月二十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩシックス

取締役　野坂　照光

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資二十五億口を二十四億四千万口に消却することに致しましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年三月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年三月二十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩツー

取締役　野坂　照光

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資四十八億五千五百万口を四十六億一千五百万口に消却することに致しましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年四月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年三月二十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩフォー

取締役　野坂　照光

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資十四億一千百万口を七億一千百万口に消却することに致しましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年四月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年三月二十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩシックス

取締役　野坂　照光

正　誤

ページ	段	行	誤	正
四下	一三	データ多種放送	データ多重放送	

同日（同号外）総務省告示第六十九号（データ信号の構成並びにスクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御を定める等の件の全部を改正する省令）

（印刷誤り）

平成二十五年二月二十日（号外第三十二号）公布総務省令第七号（放送法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一四下	五	ダミーパケットとする	ダミーパケットとする	
〃	〃	一六	「0」と	「0」と
一六上	終りから五行	……	…	
〃	〃	二		

平成十八年十一月七日北陸地方整備局告示第百二十八号（都市計画に関する件）

（原稿誤り）

九二	終りから三～二	新保町及び稲葉町地内	新保町字横山及び稲葉町字干場地内

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月二十六日付第六一号

月十四日付衆会第六号一一

二八ページ●同日付政府調達第五五号四〇ページ●二

二ページ●同月十五日付参会第六号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）